

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

砺波市

### 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

### 2 促進計画の目標

#### 1 砺波市地域

##### (1) 現況

本地域は、富山県西部の庄川扇状地に広がり、田園に点々と散在する散居村が点在し、水が豊富で古くから肥沃な農地が広がる水稻作を中心とした地帯である。一方、急傾斜地域では、平場地域と比べて生産条件の格差があることから、これを補正する取組みを行うことが必要である。

また、チューリップ球根の出荷量が日本一であり、他にたまねぎなど農産物のブランド化を進めており、安心・安全な農産物の生産及び地域ぐるみで化学肥料・化学合成農薬施用の低減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

##### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項1号に掲げる事業を推進するとともに、同項2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面性機能の発揮ができる。また、同項3号に掲げる事業も推進することで環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性の保全と多面性機能の発揮の促進を図ることができる。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	砺波市区域	法第3条第3項第1号、同項第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

農業者団体等による法第3条第3項各号に掲げる事業の取組の効果的な促進を図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要である。

このため、県、市、農業関係機関等が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、地域の実情を踏まえた支援を行うことができるよう新たに推進体制を設立し、普及促進・指導に関する事業及び交付・申請に関する市の事務の支援等を行うこととする。

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

## 1 対象農用地の基準

### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

梅檀野地区、梅檀山地区、東山見地区、青島地区、雄神地区、種田地区

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 市長の判断によるもの
  - a 緩傾斜農用地
    - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地  
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）
    - (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合
      - (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合  
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。） 10%以上）
      - (ii) 土壌条件が著しく悪い場合
      - (iii) その他
  - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地  
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地
- (オ) 富山県知事が地域の実態に応じて指定する地域（知事特認地域）については、急傾斜農用地のみ対象とする。

## 2 集落協定の共通事項

- 注 1 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。
- 注 2 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

## 3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。  
(砺波市の農業農村基本計画等、市の方針に定められた者など)